

平成 24 年 4 月 13 日

東京航空局長

江口 稔一 殿

東京航空局 入札監視委員会

委員長

浅野 正一郎

意見書

平成 24 年 1 月 17 日に実施した「東京航空交通管制部庁舎改修実施設計」
に係る再苦情申立に係る苦情処理に関する入札監視委員会の意見

(意見)

平成 24 年 3 月 19 日、入札監視委員全員の出席の下に、東京航空局入札監視委員会規則
に基づく再苦情処理会議を開催し、平成 24 年 1 月 17 日に実施した「東京航空交通管制部
庁舎改修実施設計」に係る再苦情申立に関する審議を行った結果、

東空経第 5027 号「指名停止通知書」(平成 24 年 2 月 3 日付)は妥当である

と判断します。判断に至る審議概要を以下に記しますので参照願います。

(審議概要)

論点1 平成24年1月17日開札以降に行われた低入札価格調査は、妥当な調査であったか

(経緯)

平成24年1月17日に行われた開札の結果、苦情申立者が第一位の入札額として提示した価格が調査基準価格を下回ったため、落札者の決定を保留し、東京航空局は苦情申立者に対し低入札価格調査資料の提出を依頼した。同年1月19日に苦情申立者から資料提出があり、東京航空局による低入札価格調査は、電送、面談からなるヒアリングが計3回実施された。

(低入札価格調査の妥当性)

低入札価格調査は、会計法令により規定されている。社会通念からも公官庁における低入札価格は入札の競争性を損なう行為とみなされている。苦情申立者はこれを承知していると判断する。また、関係法令に定めること、並びに「東京航空局競争入札者心得」(以下「心得」)や入札説明書の表記に従って苦情申立者は今回の入札に参加したと判断する。心得第10条第2項において低入札価格に該当する場合には調査に協力しなければならない旨表記されている。本入札はこれら表記された手続きに従って行われたものであり、今回の低入札価格調査の実施は妥当と判断される。

(低入札価格調査内容の妥当性)

低入札価格調査は、

- ・入札価格の内訳に係る確認
- ・苦情申立者が行う予定である再委託に係る確認
- ・履行体制に係る確認
- ・配置予定技術者に係る確認

が行われているが、いずれも価格算定根拠と履行の確実性に係る確認に必要な事項と判断する。加えて2回目以降のヒアリングでは、

・苦情申立者が過去に受注した同種業務の業務成績評定点に係る確認が追加されたが、事実が認識された時期に追加されたものであり、履行の確実性に関する確認事項の追加と判断する。苦情申立者からは、低入札価格調査のやり方及び調査事項に関する不満は述べられていない。これらから、低入札価格調査事項は妥当であると判断する。

論点 2 平成 24 年 2 月 3 日付け指名停止の妥当性

(経緯)

同年 2 月 1 日に行われた 3 回目の面談によるヒアリングに於いて苦情申立者は履行期限延長を申し出たが東京航空局はこれに応ぜず、辞退する場合には指名停止等の措置が予想される旨の説明が行われた。東京航空局の低入札価格調査事項の全てに対する回答は得られていないと東京航空局は判断した。同日ヒアリング終了後、電送にて苦情申立者は辞退届を東京航空局に提出した。同年 2 月 2 日に東京航空局は新たな落札者を決定したが、履行期限の延長は行われていない。同年 2 月 3 日東京航空局長は苦情申立者に指名停止通知書（東空経第 5027 号）を送付した。

(苦情申立者の履行期限延長の申し入れの妥当性)

苦情申立者が履行期限の延長を申し入れたのは、低入札価格調査に時間を要したことが理由であると拝察するが、低入札価格調査が実施された場合でも、履行期間内に完了できるような体制を整えた上で入札を実施しなかったことに苦情申立者に不備があることから、履行期限延長は必要であるといえない。

(東京航空局の指名停止の妥当性)

指名停止は入札の競争性、透明性、公平性を担保するための措置であり、公官庁の入札では少なからぬ件数の指名停止措置がとられている。今回の低入札価格調査の辞退（入札辞退）は、開札から 15 日目に行われており、東京航空局及び落札者の業務に影響を与えている。また落札者が直ちに決定しない場合には、入札公告を再度行うことになり平成 23 年度内に東京航空交通管制部庁舎実施設計が完了しない恐れがあり、入札辞退が与える影響は大きい。これに対して、東京航空局が当該局で行う入札への指名停止を行ったことは、妥当と判断する。

(指名停止期間の妥当性)

指名停止は当該認定をした日以降の月数（日数）と定められており、苦情申立者に対する指名停止期間は 3 ケ月であるが、他の類例と比較し妥当と判断する。

論点 3 平成 24 年 2 月 9 日付 苦情申立書は妥当か

(経緯)

東京航空局は、苦情申立者から指名停止に対する苦情申立書を同年 2 月 13 日に受領した。

(苦情申立書にある苦情申立者の誠意をもった対応に対する判断)

苦情申立者は同年 1 月 17 日から 低入札価格調査のための資料を作成し、東京航空局の問い合わせに対応し、計 3 回のヒアリングに応じている。これら一連の対応は誠実であると判断する。

(苦情申立書にある東京航空局の理由による契約時期の遅延に対する判断)

低入札価格に該当する場合に、公官庁に対し低入札価格調査を義務づけており、低入札価格調査が東京航空局の理由とする苦情申立者の判断は適切でない。

(苦情申立書にある「不誠実な行為」に対する判断)

指名停止通知書にあるのは苦情申立者の低入札価格調査への対応を不誠実としているのではない。入札に競争性、透明性、公平性を求める以上、入札・契約・履行・検収等一連の業務が全ての入札参加者に平等の機会を与えるよう東京航空局を始めとする公官庁は義務付けられている。低入札価格調査が行われたといえ、開札から 15 日目に入札辞退が行われ、新たな落札者にとり履行期間が短縮された。このような他者へ不利益となる結果を招いたことが「不誠実な行為」である。指名停止通知書の指名停止理由は妥当であり、苦情申立者の解釈は適切ではない。

(入札説明書等に対する苦情申立者の疑問に対する判断)

低入札価格調査は、これに該当する場合に発注者・受注者に課せられる例外的な業務であり、入札説明書にある履行期限は低入札価格調査が行われても延長されることはないと解釈すべきである。

論点 4 平成 24 年 2 月 20 日付 指名停止措置にかかわる苦情申立て (回答) は妥当か

(経緯)

東京航空局長は、平成 24 年 2 月 20 日に指名停止措置にかかわる苦情申立て (回答) を苦情申立者に送付した。

(理由は妥当か)

論点 2 に述べた入札監視委員会委員の見解に則したものであり、妥当である。

(回答主文は妥当か)

苦情申立者が苦情申立書に記載した申立理由は、論点 3 に記載する通り、指名停止通知書の内容に変更を与えるものでないため、「指名停止措置の取り消しは行わない」とする回答主文は妥当である。

論点5 平成24年2月22日付 再苦情申立書は妥当か

(経緯)

東京航空局は、苦情申立者から指名停止に対する再苦情申立書を同年2月24日に受領した。

(再苦情申立書にある履行期限の延長に関する主張の妥当性)

苦情申立者は、低入札価格調査が行われた場合、調査に時間を要したとしても履行期限を延長しない旨が入札説明書等に記載されていない以上、東京航空局の判断で履行期限の延長を認めないのは一方的過ぎるとしている。公官庁では、入札の競争性、透明性、公平性を担保する目的から、多数の者が入札に参加し、落札が妥当に行われたことを検証する目的で、入札監視の設置が義務付けられ、発注当事者・契約担当者の業務を外部委員を主体に監視・評価している。この結果、低入札価格調査件数は近年増加しており、今回の共通判断による低入札価格調査を実施している。また、低入札価格調査は特定の入札説明書等に記載すべき事項とは異なり、共通事項であるとするのが妥当である。

結論として、

- ・ 入札説明書等に個別記載していないことは不当であるとする主張は妥当ではない。
- ・ 苦情申立者が履行期限の延長を認めないのは東京航空局の判断であるとするのは妥当でない。
- ・ 今回、再苦情申立書にある再苦情申立の論旨が、指名停止措置にかかわる苦情申立て（回答）の最終段落にある「留意」が東京航空局の見解として当該調査に関する留意であるかのごとくに受け取られる可能性がある。この留意は東京航空局に留まらない事項であることを述べていることが正確に苦情申立者に伝わるようにすべきである。

論点6 苦情申立者の理由を契機とした改善点はないか

(低入札価格調査の増加を受けた運用)

今回の苦情申立の最終的な論点が、低入札価格調査の実施と履行期間の延長にあることに鑑みれば、「心得」等の存在とその運用を周知するべきである。

(低入札価格調査期間の短縮と低入札価格調査事項の明記)

履行期間に制約がある場合、低入札価格調査は短時間で完了するように発注者・低入札価格調査対象者が共に配慮すべきである。また、必要な低入札価格調査項目も精査すべきである。

(発注者の節度)

今回の苦情申立の経緯を振り返れば、「誠実な対応」の言葉の背景に、発注者の低入札価格調査への対応と苦情申立者の対応に何らかの軋轢があった可能性を想像させるものがある。また、苦情申立者が幾度か、発注者と受注者の「対等性」を述べているが、その中にも苦情申立者に不満を残すものがあると想像する。

このようなものが仮にも無いように、東京航空局は今回の苦情申立を受け止め、改善する点を自ら探る努力をすることが望まれる。

その他

入札監視委員会再苦情処理会議では、苦情申立者に予断をはさまぬように、当該者の名称を伏せて審議を行った。このため、意見書においても、「苦情申立者」と表現している。

以上